

国民体育大会スポーツクライミング競技全種目についての共通規定

第1章 総 則

(適用及び定義)

- 第1条** 本規定は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）が主管する国民体育大会スポーツクライミング競技会（以下「国体競技会」という。）に適用する。
- 2 本規定は、原則として都道府県を代表して本協会に加盟している都道府県の山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）（以下「県連盟（県協会）」という。）がブロックで主管する競技会（以下「ブロック競技会」という。）に適用する。
- 3 競技会は、本協会スポーツクライミング競技を振興し、併せてスポーツクライミング技術の向上と安全対策の普及を図ることを目的とする。
- 4 競技は、本規定のほか「公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会スポーツクライミング競技規則」（以下「スポーツクライミング競技規則」という。）による。ただし、国体競技会においては、スポーツクライミング競技規則第2章及び第9章は適用しないものとする。

第2章 競 技 会

(登 録)

- 第2条** 国体競技会及びブロック競技会、県連盟（県協会）が主催する都道府県代表選手を選出する（以下「都道府県競技会」という。）には、本協会に選手登録をし、当該県連盟（県協会）によって認められた者又はチームが登録をして参加する。
- 2 チームの登録は、種別に1チーム当たり監督1名、選手2名とする。

(方 法)

- 第3条** 競技会は、成年男女、少年男女ともに第1条4項に定めるリード競技及びボルダー競技の2種目を行う。

(参 加 者)

- 第4条** 競技会の参加者は、次のとおりとする。
- (1) 競技会役員
 - (2) 会場地実行委員会（以下「実行委員会」と略称する。）委員
 - (3) スポーツクライミング競技役員（本部役員、行動役員、運営役員）
 - (4) 選手及び監督
 - (5) 競技補助員
 - (6) 競技会係員

(公 示)

- 第5条** 競技会の公示は、次の事項を記載して大会開催の1年前までに行う。
- (1) 競技会の期日、日程及びスポーツクライミング競技会場
 - (2) 競技種別及び種目
 - (3) 各競技場の概要及び平面図
- 2 競技会の公示内容に変更があったときは、県連盟（県協会）に対し、文書により遅滞なく通知

しなければならない。

(実施要項及び実施要領等)

第6条 競技会の実施要項は、次の事項を明記して、大会開催の6か月前までに県連盟（県協会）に送付する。

- (1) 競技会の期日
 - (2) 競技会の日程及び開催場所
 - (3) 種別、種目及び選手、監督の参加資格
 - (4) 競技会場の図及び解説
 - (5) 都道府県競技会及びブロック競技会での実施ならびにブロック競技会区分及び代表チーム数
 - (6) 申込方法及び申込書並びに国民体育大会スポーツライミング競技開催基準要項（以下「基準要項」という。）14（1）及び国民体育大会スポーツライミング競技開催基準要項細則（以下「基準要項細則」という。）13の選手、監督に変更が生じた場合の届出期限、届出先
- 2 競技会の実施要領は、開催基準要項及び同細則並びに本共通規定に定めるほか、競技運営に必要な次の事項を大会ごとに定め、大会開催の3か月前までに県連盟（県協会）、競技会に係る役員及び選手、監督に配布する。
- (1) 実施要項
 - (2) 競技会場図
 - (3) 全種目共通及び種目別の実施内容
 - (4) 本協会が認定した競技場、及びこれに付帯する施設
 - (5) 第21条及び第23条第1項に規定する競技会開催前の競技場への立入り可能な日時及び競技場の場所及び地図
 - (6) 第34条第1項第4号に規定する競技成績発表の場所
 - (7) その他、競技に必要な伝達、連絡事項
- 3 実施要項及び実施要領に追加、変更等を必要とする場合には、その内容を「実施要項及び同要領追加変更事項」に明記して大会開催の15日前までに県連盟（県協会）、競技会に係る役員及び選手、監督に配布する。
- 4 広報
- (1) 実行委員会は、開催県内とその周辺地域の住民に対し、公報、報道機関等を通じ、競技会開催の日時、期間、競技場を明示して可能な限り広く周知させる。
 - (2) 本協会は、県連盟（県協会）及びその他の山岳・スポーツライミング団体に文書、月報等によって競技会開催の日時、期間、競技場を明示して広く周知させる。

(プログラム)

第7条 競技会のプログラムは、競技会に関する次の事項を記載して競技会開催前に県連盟（県協会）、競技会に係る役員及び選手、監督に配布する。

2 プログラム

- (1) 競技会役員、競技役員及び競技会係員氏名
- (2) 種別ごとの編成表
- (3) 都道府県、種別ごとの選手及び監督の氏名とその所属団体名
- (4) 競技会の日程
- (5) 種別、種目における競技日ごとのチームの競技順
- (6) 総合開会式、表彰式の日時、場所及び式次第
- (7) 競技会場及び競技施設の図並びに解説

- (8) その他，必要な事項

(総合実施計画書)

第8条 競技会の総合実施計画書は，競技会に関する次の事項を記載して，競技会開催前に競技役員に配布する。

2 総合実施計画書

- (1) 実施要領
- (2) スポーツクライミング競技組織図
- (3) 各部の業務分担及び役員の任務
- (4) その他，必要な事項

(報告書)

第9条 競技会の実施結果は，競技経過並びに結果に関する次の内容を「スポーツクライミング競技会報告書」に明記して，大会終了後 100 日以内に県連盟（県協会），競技会に係る役員及び選手，監督に配布する。

- (1) 講評
- (2) 成績一覧表
- (3) 記録報告（参加監督・選手一覧表，役員名簿も含む）
- (4) 競技会準備経過概要
- (5) 各部報告
- (6) 競技運営報告
- (7) 実行委員会報告
- (8) その他，参考事項

第3章 組 織

(組 織)

第10条 競技会の準備，運営及び審判は，次の委員会及び役員が分担する。

- (1) 競技会会長及び副会長
 - (2) 中央総務委員会
 - (3) 実行委員会
 - (4) 競技委員会
 - (5) 審判員会
 - (6) 総合成績計算委員会
- 2 競技会会長は，競技会を主催又は主管する団体の代表者がこれに当たり，競技会を統括する。副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 中央総務委員会は，本協会が任命した中央総務委員3名で組織し，競技会の運営及び審判について，競技規則その他の規則に基づき審査確認し，必要な事項について助言と改善を指示する。
- 4 実行委員会は，開催地県連盟（県協会）及び開催地公共団体等で組織し，宿泊，交通，各種施設等の準備及び運営を担当する。
- 5 競技委員会は，本協会が任命した競技委員長，副委員長，競技委員及び運営役員で組織し，審判員会と連携協議して競技会の技術的運営全般を担当する。
- 6 審判員会は，本協会が任命した審判員及び競技運営員若干名で組織し，競技委員会と連携協議して競技会の審判を担当する。
- 7 総合成績計算委員会は，中央総務委員，競技部長各1名のほか，競技副委員長（中央）又は 副審判長（中央）のうち1名の計3名で組織し，総合成績の計算を担当する。

第4章 組織の運営

（中央総務委員会等の任務）

第11条 中央総務委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 競技会場及びその付帯施設についての確認
 - (2) 競技運営についての点検
 - (3) 総合成績の確認
 - (4) 不測の事態による競技の変更及び中止等についての決定
 - (5) 選手、監督の参加資格の確認及び失格処分の決定に対する決定
 - (6) 成績判定に関連しない抗議に関する競技委員長及び審判長の判断に対する助言
 - (7) その他、必要な事項の処理
- 2 県内総務委員（3名）は、開催地県連盟（県協会）内における運営各部の連絡調整、指導及び視察員の応接等に当たる。

（競技委員会）

第12条 競技委員会の構成

- (1) 競技委員長 1名
 - (2) 競技副委員長 2名
 - (3) 競技委員 35名
 - (4) 運営役員 42名
- 2 競技委員長は、競技会の運営を統括し、その結果を競技会会長に報告する。
- 3 競技副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 競技委員は、種目ごとに定める任務について、競技委員長の指示に従い競技の運営に当たる。
- 5 運営役員は、競技の運営に必要な部署について、競技委員長の指示に従い業務に当たる。競技の運営に必要な部署は、次のとおりとする。
- (1) 総務部（設営を兼務）
 - (2) 競技部（通信・医療救護を兼務）
 - (3) 輸送・宿泊部

（審判員会）

第13条 審判員会の構成

- (1) 審判長 1名
 - (2) 副審判長 2名
 - (3) 主任審判員 4名
 - (4) 審判員 16名
- 2 審判長は、審判員の業務を指揮監督し、競技終了後審判員を召集し、成績を集計確認の上、成績表及び講評を作成して競技委員長に報告する。また、不測の事態による競技の変更及び中止、成績判定以外の抗議、失格処分の決定について、中央総務委員会に助言をする。
- 3 副審判長は、審判長を補佐し、審判長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 主任審判員は、審判長の指示に従い審査し、その結果を審判長に報告する。
- 5 審判員は、審判長及び副審判長並びに主任審判員の指示に従い審査し、その結果を競技終了後速やかに報告する。

(リード競技役員の構成)

第14条 リード競技の競技役員の構成は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|------|-------------|---------|
| (1) | 審判員 | 副審判長 | 1名 |
| | | 主任審判員 | 2名 |
| | | 審判員 | 8名 |
| (2) | 競技委員 | チーフ・ルートセッター | 1名 |
| | | ルートセッター | 4名 |
| | | ルート作業員 | 4名(兼2) |
| | | ビレイヤー | 10名(兼2) |
| | | 通信・連絡員 | 2名 |
| | | 計測・記録員 | 1名 |
| | | 医務員 | 2名 |
| (3) | 補助員 | 若干名 | |

- 2 競技委員のうち、ビレイヤーは本協会が主催する技術研修に参加し、相応の技術を習得しなければならない。ルート作業員は、適宜ビレイヤーを支援することができる。

(ボルダー競技役員の構成)

第15条 ボルダー競技の競技役員の構成は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|------|-------------|----|
| (1) | 審判員 | 副審判長 | 1名 |
| | | 主任審判員 | 2名 |
| | | 審判員 | 8名 |
| (2) | 競技委員 | チーフ・ルートセッター | 1名 |
| | | ルートセッター | 4名 |
| | | 通信・連絡員 | 1名 |
| | | 計測・記録員 | 1名 |
| | | 医務員 | 2名 |
| (3) | 補助員 | 若干名 | |

第5章 選手及び監督

(申込書の提出)

第16条 県連盟(県協会)又は県連盟(県協会)加盟団体が、選手及び監督を競技会に出場させようとするときは、その所属団体を通じて、締切日までに開催基準要項14(1)に定める届出先に申し込まなければならない。

- 2 申込みは、すべて公益財団法人日本スポーツ協会(以下「J S P O」という。)が定める申込様式と申込方法によって行うものとし、次の事項を記載しなければならない。

- | | |
|-----|---|
| (1) | 出場種別 |
| (2) | 選手及び監督の氏名、生年月日、性別、住所、緊急連絡先、出場都道府県例外適用の有無、選手については、登録選手番号、監督については、スポーツ指導者登録番号 |
- 3 本協会は、申込みをした団体に速やかに次の書類を送付する。
- | | |
|-----|-----------------|
| (1) | 選手・監督確認カード(様式6) |
| (2) | その他必要な資料 |

- 4 出場の申込みをした団体は、選手及び監督のために、トレーニング期間を含めた競技中の事故に対する保険を掛けなければならない。

(競技規定の研究)

第17条 選手及び監督は、本規定及びスポーツクライミング競技規則を正確に研究し、正しく認識し、これを遵守しなければならない。

- 2 選手及び監督は、競技役員の指示に従わなければならない。

(チームの競技順)

第18条 チームの競技順は、抽選で決める。

- 2 抽選は、J S P O及び本協会、実行委員会の三者立会いで行う。その期日、場所及び抽選方法は、三者で協議して決定する。

(競技会前の競技場への立入り)

第19条 選手、監督及びその関係者の競技場への立入りは、実施要領に定める日までとする。

第6章 競技の運営

(競技の運営)

第20条 審判員の任務は、第13条（審判員会）による。

2 競技委員の任務

- (1) チーフ・ルートセッターは、審判長もしくは副審判長の指示を受け、又は審判長もしくは副審判長に助言して、次の業務を行う。
 - ① ルートセッター及びリード競技におけるルート作業員を指導して、以下の事柄について国体スポーツクライミング競技に準拠して立案、計画、実施する。
 - ア 競技会におけるルート及びボルダーのデザイン、ホールド及びプロテクションその他の器具類の設置
 - イ ルート及びボルダーの補修とクリーニング、ウォームアップ設備のデザイン、設置、メンテナンスなど
 - ② ルート及びボルダーの技術的標準と安全性を確認し、競技エリア内における技術的問題について審判長もしくは副審判長に助言を行う。
 - ③ リード競技におけるルート図作製を補助する。
 - ④ ビデオカメラの設置場所の決定に際し、主任審判員に助言を行う。
 - (2) ルートセッターは、チーフ・ルートセッターの指示に従い、ルート及びボルダーを設定する。
 - (3) ルートセッター及びリード競技におけるルート作業員は、主任審判員又はチーフ・ルートセッターの指示に従い、定期的又は必要に応じてクライミング・ウォールのクリーニング及び点検を行う。
 - (4) リード競技におけるビレイヤーは、主任審判員の指示に従い、選手を確保する。
 - (5) 通信・連絡員は、主任審判員の指示に従い、アイソレーション・ゾーン、コール・ゾーンの管理、選手、監督の誘導を行うほか、本部その他との通信・連絡及び進行を担当する。
 - (6) 計測・記録員は、主任審判員の指示に従い、計測とその記録及び競技状況の記録を担当する。
 - (7) 医務員は、選手の健康、衛生管理を担当し、患者の救護、搬送について主任審判員の指示を受けその処置に当たる。
- 3 補助員は、主任審判員の指示に従い、競技役員を補助する。

- 4 審判員及び競技委員は、選手が傷病等により競技の続行が困難な状態にあることを現認したときは、競技会専属医師または医療担当者に対し、その処置を要請するものとする。

(競技中)

第21条 競技中、監督及びその関係者は、競技委員会が定めた日時、場所以外は、競技エリアに立ち入ることができない。

- 2 選手及び監督は、審判員及び競技委員の任務に対し干渉してはならない。
- 3 選手及び監督は、ルート並びに施設の状態を変えてはならない。
- 4 主任審判員は、競技開始前に必要に応じて次の事項を確認、伝達する。
 - (1) 競技ルート及びボルダーの概要と注意事項
 - (2) その他、必要な事項

(ドーピング検査)

第22条 ドーピング規則に違反したときは、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」(以下「ドーピング規程」という。)に従う。

- 2 競技会開始前又は競技会期間中において違反が判明した場合、当該競技者・チームの競技会への参加等については、ドーピング規程に基づく国体委員長の決定に従う。
- 3 A 献体によりドーピング規律違反が疑われ、その後のドーピング規律違反の有無が確定するまでの間に公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が当該競技者の参加資格を暫定的に停止した場合、チームは当該競技者を除き、引き続き競技会に参加できるものとする。

(棄権)

第23条 大会主催者が参加申込締切時において参加者を確定してから、競技初戦までの間において競技会を棄権した場合の当該都道府県の参加得点等については次のとおり取り扱う。

- (1) 当該競技において、当該都道府県がたとえ他の種別・種目に参加していても、次回大会における男女総合成績及び女子総合成績より競技参加得点を減算する。ただし、競技種別・種目において獲得した競技得点は与える。
- (2) 上記に関わらず、やむを得ない理由により当該都道府県において棄権が生じた場合、JSPOが定める所定の手続きをし、これが妥当と認められたときは、次回大会における参加得点は与える。
 - ① 選手交代(変更)手続時までには棄権が生じた場合や所定の選手の交代(変更)手続等の終了後から競技初戦までの間に選手又はチームが競技会に参加しなかった場合、監督は所属都道府県選手団の連絡責任者へ連絡の上、「選手交代(変更)届・棄権届」(以下「届け」)をもってその理由を届け出なければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭でこれを行うことができるが、届は必要である。
 - ② JMSCAは、提出された届の写しを大会終了後2週間以内に、大会委員長に提出し、大会委員長はJSPO国体委員会において棄権理由の妥当性を審議の上、決定する。

第7章 成績

(総合成績)

第24条 スポーツクライミング競技規則第10章チーム・リード及び第11章チーム・ボルダーにおける最終成績(種目得点)に参加得点の合計によって決定する。要項細則7要項7項第4号(成績決定方法)参照

- 2 ブロック大会における本大会出場チーム決定方法については、別に定める。

(成績の発表)

第25条 成績の発表は、1日の各種別・種目競技ごとに競技が終了した後、次の手順で行う。

- (1) 審判員は、当該種別・種目競技が終了した後、採点表を副審判長に提出する。
- (2) 副審判長は、都道府県別、審査項目別に得点を集計して審判長に提出する。
- (3) 審判長は、内容を確認した後、競技委員長に報告し、競技部に回付して発表を指示する。
- (4) 競技部は、所定の掲示場所に成績表を掲示し、成績を発表する。
- (5) 当該競技が終了した後、順位を決定し、当日中に第1位から第8位まで入賞したチームを表彰する。

2 総合成績の発表は、全競技日程の終了後、次の手順で行う。

- (1) 審判長は、審判員会を開催し、競技得点表を作成して総合成績計算委員会に提出する。
- (2) 副審判長は、審判長の指示により、担当種別又は種目に関する講評原稿を作成する。
- (3) 審判長は、副審判長の講評内容を総括し、講評原稿を作成して競技委員長に提出する。
- (4) 総合成績計算委員会は、審判長の提出した競技得点表に基づいて都道府県別総合成績表を作成し、順位を決定して競技委員長に提出する。
- (5) 競技委員長は、中央総務委員会で総合成績順位及び講評原稿の内容確認後、競技会会長の承認を得る。
- (6) 競技会会長は、表彰状の作成及び成績発表について総務部に指示する。
- (7) 審判長は、表彰式で講評を行う。
- (8) 競技委員長は、表彰式で総合成績順位の発表を行う。
- (9) 競技会会長は、表彰式で表彰状を授与する。

3 競技委員長は、競技会終了後、都道府県別得点の最終結果を公表する。

第8章 雑 則

(用語の定義)

第26条 用語の解釈は、次のとおりとする。

- (1) 競技会場 スポーツクライミング競技会場を管轄する市町村など行政区域全体をいう。
- (2) 競技場 実際に競技を行う場所とそれに付帯する特定の区域をいう。ルート周辺の一定区域など。
- (3) 競技ルート 実際に競技を行うスタート・ホールドから最終ホールドまでをいう。
- (4) 競技ゾーン クライミング・ウォール周辺の競技に必要な一定の区域で、役員及び競技を行うチームの選手及び監督以外の立ち入りが禁じられた範囲をいう。

付 則

- 1 本規定の改廃は、常務理事会で行う。
- 2 本規定は、昭和51年5月23日から施行する。

昭和54年5月27日 一部改正

昭和55年5月25日 一部改正

昭和56年5月24日 一部改正

昭和58年5月22日 一部改正

昭和62年9月10日 一部改正

平成 5年11月7日 一部改正

平成 9年3月23日 一部改正

平成10年3月15日 一部改正

平成11年3月14日 一部改正

平成13年 3月25日 一部改正

平成14年4月1日から施行する。

平成15年 5月25日 一部改正

平成16年 5月30日 一部改正

平成19年 5月20日 一部改正

縦走競技廃止，クライミング競技をリード競技に改め，ボルダー競技を新設。平成20年4月1日から施行する。

平成22年 5月16日 一部改正

平成25年 5月11日 一部改正

第2条第1項中，都道府県大会(予選会)に出場する選手の登録については，1年間の猶予期間を置き，平成26年4月1日から施行する。

平成26年 5月25日 一部改正

平成28年11月13日 一部改正

平成29年 5月13日 一部改正

平成31年 4月11日 一部改正

令和 3年 3月11日 一部改定

令和 3年10月14日 一部改正

令和 4年 7月13日 一部改正 ただし、第24条以外の、施行は 令和6年4月1日

令和5年3月9日 一部改定

ボルダー表記改正の施行は、J S P O国体委員会承認後とする。

年 第 回国民体育大会スポーツクライミング競技会（大会）

選手・監督確認カード

		都道府県No.	都道府県名	監督署名
種別				
監督 選手	監督	選手		
		ナンバー・カード：－1	ナンバー・カード：－2	
氏名				
指導者 登録番号				
写真	大会前6ヶ月以内の 上半身写真 （脱帽） 4cm×3cm	大会前6ヶ月以内の 上半身写真 （脱帽） 4cm×3cm	大会前6ヶ月以内の 上半身写真 （脱帽） 4cm×3cm	
警告事由				
処分回数				
処分				

※ 監督は7桁のJSPO公認スポーツ指導者登録番号を記入する。

※ 警告を与えたときには確認カードに記載して把握する。